

菊川市告示第 104 号

菊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

菊川市長 長谷川 寛 彦 印

菊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民等が所有し、又は管理する市内の井戸を災害時協力井戸として登録し、災害時における市民の生活用水を確保することを目的として、災害時協力井戸の登録の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活用水 清掃、洗濯等の日常生活の飲用以外の用に供される水をいう。
- (2) 災害時協力井戸 災害時に生活用水の提供が可能な井戸として市長の登録を受けたものをいう。

(登録の申請)

第 3 条 井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、災害時協力井戸の登録を受けようとするときは、災害時協力井戸登録申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 井戸の写真
- (3) 井戸の所在地の土地を所有し、又は井戸を管理していることを確認することができる書類（井戸の所在地と住所が異なる場合に限る。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次に掲げる要件を全て満たしていると認めるときは、災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在していること。
- (2) 災害による断水の発生時に、地域住民等が安全に使用することができると見込まれる場所にあること。
- (3) 現に使用しており、かつ、今後も引き続き使用する予定であること。
- (4) 災害による断水の発生時に、地域住民等に井戸水を生活用水として無償で提供することができること。
- (5) 井戸の所在地の公表に関して当該所有者等の同意があること。

2 市長は、前項の規定により登録したときは、前条の申請書を提出した者に災害時協力井戸登録決定通知書（様式第 2 号）により通知するとともに、遅滞なくその所在地を公表するものとする。

(利用者の遵守事項)

第 5 条 災害時協力井戸の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害時協力井戸の第三者利用は災害時に限られ、利用時間は井戸の所有者の承諾が得られた場合を除き日中（日の出から日没まで）に限られること。
- (2) 災害時協力井戸の利用は、井戸所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、当該有効期間の満了する1か月前までに、市長又は所有者等のいずれかの異議の申出がない場合は、期間の満了から更に1年間その効力を継続するものとする。

（登録の変更）

第7条 登録者は、登録の内容に変更があったときは、災害時協力井戸登録変更申請書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録の内容を変更し、前項の申請書を提出した者に災害時協力井戸登録変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（登録の解除）

第8条 登録者は、災害時協力井戸の登録の解除を申し出るときは、災害時協力井戸登録解除申出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったとき、又は災害時協力井戸が次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を解除するものとする。

- (1) 第4条第1項第2号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録者による維持管理が十分に行われていないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として適当でないと認めるとき。

- 3 市長は、前項の規定により登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書（様式第6号）により、登録の解除を申し出た者又は登録の解除を受けた者に通知するものとする。

（免責）

第9条 災害時協力井戸の利用により、利用者の身体及び財産に被害が生じた場合、井戸の所有者等の故意による場合を除き、当該所有者等はその責任を負わないものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、災害時協力井戸の登録制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

災害時協力井戸登録申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

次の井戸について、菊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱第 3 条の規定により、登録を申請します。

なお、災害時に地域住民等が井戸水の提供を受けるために、井戸の所在地に立ち入ることに同意します。

井戸の所在地	
設置場所	☐ 宅地内（ ☐ 屋内 ☐ 屋外） ☐ その他（ ）
登録要件確認	☐ 現に使用しており、かつ、今後も引き続き使用する予定である。 ☐ 災害等による断水の発生時に、地域住民等に井戸水を生活用水として無償で提供することができる。 ☐ 井戸の所在地の公表に関してその所有者等の同意がある。

（注）

- 1 井戸の所在地の欄は忘れずにご記入ください。また、設置場所及び登録要件確認の欄は、該当する☐にレ印を付けてください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 場所の位置図
 - (2) 井戸の写真
 - (3) 井戸の所在地の土地を所有し、又は井戸を管理していることを確認することができる書類（井戸の所在地と住所が異なる場合に限る。）
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

災害時協力井戸登録通知書

第 号
年 月 日

様

菊川市長 氏 名 印

次のとおり災害時協力井戸として登録したので通知します。

登録番号	第 号
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
井戸の所在地	
設置場所	☐ 宅地内（ ☐ 屋内 ☐ 屋外） ☐ その他（ ）
その他（登録不可の場合、その理由）	

様式第3号（第7条関係）

災害時協力井戸登録変更申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

菊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱第7条第1項の規定により、災害時協力井戸の登録内容の変更を申請します。

登録番号第 号	変更前	変更後
登録者	☐ 住所 ☐ 氏名 ☐ 電話番号	☐ 住所 ☐ 氏名 ☐ 電話番号
井戸の所在地		
設置場所	☐ 宅地内 （ ☐ 屋内 ☐ 屋外） ☐ その他（ ）	☐ 宅地内 （ ☐ 屋内 ☐ 屋外） ☐ その他（ ）

（注）

- 1 該当する□にレ印を付けてください。
- 2 変更の内容が分かる書類を添付してください。

様式第 4 号（第 7 条関係）

災害時協力井戸登録変更通知書

第 号
年 月 日

様

菊川市長 氏 名 印

令和 年 月 日付けで、次のとおり災害時協力井戸の登録内容を変更したので通知
します。

登録番号	第 号
登録者	住 所 氏 名 電話番号
井戸の所在地	
設置場所	☐ 宅地内 (☐ 屋内 ☐ 屋外) ☐ その他 ()

様式第 5 号（第 8 条関係）

災害時協力井戸登録解除申出書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

菊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、災害時協力井戸の登録の解除を申し出ます。

登録番号	第 号
申出の理由	

様式第 6 号（第 8 条関係）

災害時協力井戸登録解除通知書

第 号
年 月 日

様

菊川市長 氏 名 印

菊川市災害時協力井戸登録制度実施要綱第 8 条第 3 項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したので通知します。

登録番号	第 号
井戸の所在地	
解除の理由	